

# 実態調査について

## 1 調査の目的

障害者の生活に関する全体像を把握するため、障害者及びその保護者等を対象としたアンケート及びその結果の整理・分析を行い、平成26年度に第3次障害者計画及び第4期障害福祉計画を策定する際の基礎資料とするもの

## 2 調査手法

### (1) アンケート調査について

現行の計画を策定した際に実施した実態調査（H21）との比較対照ができるようにするなど、調査内容及び調査手法について、プロポーザルによる企画提案を受け、最も優れた提案をした事業者に対し、本調査及び分析を委託する。

### (2) 障害者団体ヒアリングについて

アンケート調査によって個々の障害者の抱く課題を把握するほか、より一般的（俯瞰的）かつ専門的な課題を把握するため、障害者団体へのヒアリングも併せて実施する。

## 3 調査項目

上記プロポーザルによる企画提案を受けるに際しては、予め次の骨格を仕様書に示し、その目的・趣旨に沿い、かつ、実態をより正確に把握するために、的確な調査項目を提案させる。

### ① 前回調査項目の精査

経年による変化を捉えるという趣旨を損ねない範囲で、前回の調査項目の精査を提案させる。

### ② 難病等について

医療的ケアが必要な難病患者等については、施設支援班が実施した調査と重複するため、仕様書で当該調査項目を示したうえで、更なる調査項目について提案させる。

### ③ 支援者の高齢化について

全国的に「親なき後の支援」についての問題が指摘されることが増えてきており、実際、障害者団体なども「親なき後の支援」に対する不安を訴えることが増えてきている。

そこで、現時点での支援者の高齢化の実態を把握することで、手遅れになる前に中長期的な視点をもって施策に反映する材料を得ようとするもの

### ④ 防災対策

災害時要援護者支援については、これまでも障害者団体へのヒアリングや障害者施設へのアンケートなどの結果を踏まえてマニュアル案を作るところまで到達した。

このマニュアル案に対しては、社会参加推進協議会でも協議してもらうこととしているが、個々の障害者・支援者に対するパブリックコメントに相当するような意見聴取の機会となるような調査項目を提案させる。

### ⑤ 差別解消法

差別解消法による障壁の具体的な内容はまだ示されていないが、障壁の捉え方は千差万別であり、その全てを解消することは不可能であるとしても、どのような点を障壁と感じ、そのように感じている障害者・支援者がどのくらいいるか、ということ把握することは、今後の市の施策立案の基礎となるものである。

また、障壁の解消に向けた市の考え方を整理し、職員への周知・必要な助言を行う際の基礎資料とする。